# 連鎖する請負契約における入金リンク条項の解釈

例一三五七号一三頁、判例時報二〇九七号三四頁、 代金請求事件) 最高裁判所第一小法廷平成二二年一〇月一四日判決(平成二一年(受)第九七六号、 裁判集民事二三五号二一頁、 判例タイムズー三三六号四六頁、 金融法務事情一九二五号一〇〇頁 金融商事判

#### 作 内 良 平

じでん)に対して、報酬請求をした事案である 下請けさせたA(コムシス)および直接の契約相手たるY(ふ 負ったXが、本件工事の発注者から請け負い後述のEらに順次 器」という)の製造等を、代金三億一五○○万円でYから請け 本件は、 浄水場内の監視設備機器(以下「本件機

本件機器の設置等を含む浄水場内の監視設備工事(以下「本

広域水道企業団から請け負ったものである。これが、B(三和 より一部事務組合(地方自治法二八四条二項)である東部地域 件工事」という)は、Aが、平成一六年七月、指名競争入札に

連鎖する請負契約における入金リンク条項の解釈

工業株式会社)、Y(ふじでん)、Xと順次下請けされたのが本 エレック)、 C (周和エンジニアリング)、D (日本パイピング

件である。 係)であることから、本件機器の製造等をAから直接受注する XとAとは同じ入札に参加した者同士(いわゆる相指名の関 Aはこの工事の実施をXに請け負わせようと考えた。しかし、 AとXとが指名競争入札で争ってAが落札したものであるが、 これらの下請契約の連鎖には次の特徴がある。本件工事は

間に下請契約を介在させる必要があった。

ことを避けるため、

ンク条項を理由としてXへの支払いを拒絶した

めこれらの当事者間の契約における代金額はそれぞれY・X間 下請契約を締結した目的は工事受注の実績作りであり、このた に発注することをXに伝えた。 このためAは、 本件工事をAの子会社あるいは関係会社からX 他方、B・C・D・Yらが順次

このように、本件工事を実質的に施工したのはXであり、

の請負契約とほぼ同じであった。

YもDからの支払いを受けることができなくなり、本件入金リ 平成一八年四月、 事の目的物を引き渡しが行われた。xによる履行の完了をうけ った。平成一七年五月六日から一二月五日にかけて、 同年五月六日、AはEに対して、代金四億四七三〇万円を支払 たうえ、Aの竣工検査を受け、同三○日、 事に着手。同年一一月一六日、 った。こうした経緯によりXY間に本件契約が成立し、 工事注文請書が送付された。これらの書類の支払条件欄には 注文書の送付がなされ、同月二三日、XからYに対して、本件 くものであった。本件契約締結の経緯は次のものである。 その履行はYとの請負契約(以下「本件契約」という)に基づ ンクとする」との記載(以下「入金リンク条項」という)があ 「毎月二○日締切翌月一五日支払」との記載に続けて「入金リ 七年三月一六日、YからXに対して、本件機器について本件 合計四億四六二四万七四八〇円支払った。ところが、 C は、 破産手続開始決定を受けた。このため 本件機器の据え付け工事を行っ Aに対して、 本件工 B は C に X は 工 平成

> として共同不法行為にもとづく損害賠償を請求した。 あるにも関わらずAの担当者が本件工事を発注したことを理由 在業者が存在するためXが支払いを受けられなくなるリスクが とを理由とする保証債務の履行を、また、予備的に、多数の介 て有する請負契約に基づく報酬支払債務をAが保証していたこ えを提起した。なお、Aに対しては、主位的に、 そこでXは、 本件請負契約代金の支払をA、 Yに求め、 XがYに対し 訴

係る報酬を通過させる役割に過ぎなかったというべきである」 たものは、 として本件請負契約を締結してはいるものの、 っていない。したがって、「Xにおいても、Yを相手方当事者 との打ち合わせにおいてYは出席しておらず、引渡にも立ち会 して説明されて本件請負契約を締結したものであ」る。 上位者からの入金がなければ支払をしなくてもよいとの意味と その理由は次の通り。「Yは、Eから入金リンク条項について、 件とする趣旨で設けられた条項であるとして請求を棄却した。 について、Υが上位者から報酬の支払いを受けることを停止条 を認めた上で、本件「入金リンク条項」は、本件報酬の支払 年七月三〇日金判一三五七号二〇頁)は、本件請負契約の成立 第一審・原審ともに請求棄却。 実質的には、 Yから支払われる本件機器等の製造に 第一審 (東京地判平成二〇 Yに期待してい X と A

کی

また、

XのAに対する請求についても、XとAとの支払保

三五七号一七頁)では入金リンク条項を停止条件と解すること請求を棄却した。原審(東京高判平成二一年二月二五日金判一

証契約は成立していない、

共同不法行為は成立しない、

として

(2) 推認せざるを得ない」との説明が補充された。Xが上告受理申推認せざるを得ない」との説明が補充された。Xが上告受理申の法的性質については、停止条件であると理解していたものとについて、「X自身も、本件請負契約における入金リンク条項

#### 〔判旨〕 破棄差戻

どという合意をすることは、 に行われることを予定して、本件請負契約が締結されたものと 順次請け負った各下請負人に対する請負代金の支払も順次確実 の請負人であるAから同工事の一部をなす本件機器の製造等を 実であったことからすれば、 視設備工事の発注者である同企業団からの請負代金の支払は確 団を発注者とする公共事業に係るものであって、浄水場内の監 高額であるところ、一部事務組合である東部地域広域水道企業 はない。特に、本件請負契約は、代金額が三億一五○○万円と けられない場合には、自らも請負代金の支払が受けられないな に対する注文者である請負人が注文者から請負代金の支払を受 実に仕事を完成させ、引渡しを完了したにもかかわらず、自ら ることは明らかであるところ、一般に、下請負人が、自らは現 前記事実関係によれば、 本件請負契約が有償双務契約であ XとYとの間においては、 通常は想定し難いものというほか 同工事

諾していたとは到底解し難い。い場合には、自らもまた本件代金を受領できなくなることを承にもかかわらず、Yにおいて上記請負代金の支払を受けられなみるのが相当であって、Xが、自らの契約上の債務を履行した

到来等につき更に審理を尽くさせるため」原審に差し戻した。 断を左右するものではない。」このように述べて「上記期限の なくてもよいという趣旨のものととらえていたことは、 負代金の支払を受けなければ、Xに対して本件代金の支払をし Yが、本件入金リンク条項につき、本件機器の製造等に係る請 限が到来することが合意されたものと解するのが相当である ける見込みがなくなったときは、その時点で本件代金の支払期 本件代金の支払期限が到来すること、また、Yが上記支払を受 停止条件とする旨を定めたものとはいえず、本件請負契約にお すれば、本件代金の支払につき、Yが上記支払を受けることを る本件請負契約の性質に即して、当事者の意思を合理的に解釈 本件入金リンク条項のある注文書と請書とを取り交わし、Yが いては、Yが上記請負代金の支払を受けたときは、その時点で て本件代金を支払う旨を合意したとしても、有償双務契約であ 本件機器の製造等に係る請負代金の支払を受けた後にXに対し したがって、XとYとが、本件請負契約の締結に際 [評釈] 本判決は、本件下請契約に付された入金リンク条 上記判 して、

連鎖する請負契約における入金リンク条項の解釈

停止条件ではなく不確定期限であると解すべ

項の意義につき、

別に関する一事例としての意義を有する。 ンク条項は建設工事請負契約において頻繁に利用されるもので きことを述べた初めての最高裁判決であり、 ŋ (原審・金判一八頁の指摘を参照)、その法的性質が明確 本件のような入金リ 条件と期限との区

ただしその理由付けは、 従来この問題について述べられて

になったことは実務上非常に大きな意義を持つ

の関係を明らかにすることが必要である。 いるところのものとは若干の違いが見られるため従来の先例と

民法 芦野、 法教別冊判例セレクト二〇一〇[Ⅰ]一三頁(法教三六 山本・各後掲評釈を参照。 また、 森田修 「判例の動き― 釈のあり方を示すものとしても興味深い

他方で本判決は、

請負契約の連鎖する場合における契約解

(新堂、奈良、

笠井、

五号 も参照)

# 原審と最高裁との比較

断とを比較しよう。 まずは、 問題の 所在を明らかにするため本判決と原審の判

事者双方の意思につき、当該条項が支払義務者たるYにとって けとして、原審は、 件入金リンク条項を停止条件を定めたものだと解釈する理由付 両者は入金リンク条項の解釈について結論を異にする。 本件請負契約締結の状況に触れた上で、 当 本

有利になるだけではなく、

「X自身も、

本件請負契約における

を指摘している 金リンク条項を停止条件とする意思で契約を締結していること していたものと推認せざるを得ない」と述べ、当事者双方が入 入金リンク条項の法的性質については、 停止条件であると理

確定期限との意味を本件入金リンク条項に付与しており、その

これに対して最高裁は、

当事者の実際の認識とは異なる不

の支払をしなくてもよいという趣旨のものととらえていた」 等に係る請負代金の支払を受けなければ、Xに対して本件代金 その際、「Yが、本件入金リンク条項につき、本件機器の製造 根拠として、当事者の合理的意思解釈により結論を導いてい 理由付けとして「有償双務契約である本件請負契約の性質」を してもそれは上記解釈を左右するものではないと念を押す。

件でいかに可能となったのか、このことも問題となる。 において認定された当事者の合致した意思とは異なる解釈が本 者の合理的意思解釈として上記の結論を導くのであるが ないものでありこの位置づけが問題となる。また、 ことをまず挙げる。こうした理由付けは従来の判例にはみられ ものではないとする根拠として請負契約が有償双務契約である このように最高裁は、本件リンク条項が停止条件を定め 判決は当 た

件か不確定期限かについて判断された先例との関係、 件で本件入金リンク条項が不確定期限とされた根拠について検 以下では、二において、 本判決の先例的意義について、 および本

討し、三で本判決の射程を検討する

#### 二 先例的意義

# 1 条件と期限とに関する先例

#### (1) 先例の確認

到来の確実性だけではなく、本判決と類似する考慮により条件のでは、以下にみるように、実は従来の判例においても事実のされてきた。これに対して、本判決では「有償双務契約であるされてきた。これに対して、本判決では「有償双務契約であるされてきた。これに対して、本判決では「有償双務契約であるされてきた。これに対して、本判決では「有償双務契約であるされてきた。これに対して、本判決と類似する考慮により条件と期限との区別の基準について一般には、それぞれの条件と期限との区別の基準について一般には、それぞれの

済可仕」との文言を債務履行の期限と解した)、③大判大正四三一日民録一六輯七三九頁(貸金請求事件、「立身ノ上誓テ返返還するとの約定を期限と解した)、②大判明治四三年一○月金の返還請求事件、預け主が出京のために根室を引き払う際に判決がある。①大判明治三二年二月九日民録五輯二四頁(預けされてきたいわゆる出世払い約束の事例を含む以下の大審院の

連鎖する請負契約における入金リンク条項の解釈

という問題についての先例を確認しよう

本件の先例としては、

従来この問題についての典型事例と

、期限の区別が導かれてきた。こうした視角から条件か期限か

屋を売却のうえ返済するとの約定を期限と解した)、⑧大判大 大正四年一二月一日民録二一輯一九三五頁(貸金請求事件、 条件と解し、本件機械等によって契約に適合する製氷は不能で 氷機械の試運転及び三回の製氷から三ヶ月経過後とする約定を 輯一七五二頁(製氷機及び付属機械の売買代金残額の支払を製 旨の約定を期限と解した)、⑥大正四年一○月二三日民録二一 つき「精錬盛行ノ見込ミ相立チタルトキ」を以って弁済すべき 正四年五月一七日民録二一輯七一四頁 結論としては時効消滅の抗弁を認め借主の請求を棄却)、⑤大 借主が出世した際に返還するとの約定を期限と解したものの ④大判大正四年三月二四日民録二一輯四三九頁(貸金請求事件 婚家又ハ分家シタル時」に返還するとの約定を期限と解した)、 年二月一九日民録二一輯一六三頁(貸金請求事件、 あるために残代金の支払い時期は到来しないとした)、⑦大判 (鉱業権売買の残代金に 「債務者ノ

は、条件と期限とを区別する一般的な基準から検討を始めるこものであり、不確定期限を定めたものではないと解した)。こものであり、不確定期限を定めたものではないと解した)。これらはいずれも本件のような入金リンク条項に関するものではれらはいずれも本件のような入金リンク条項に関するものではないから厳密につき、資力の回復しない限り債務は自然債務となる場合において、その資力が回復した場合には債務を弁済すべき場合において、その資力が回復した場合には債務を弁済すべき

とにしよう

ことなのである。これと同様の判断を明示するものとしては⑤効力が発生しており、その履行についての制約である、という確定期限であるとしており、判決の直接の根拠は、既に債務の「既ニ発生シタル債務ノ履行ヲ…制限」するものであるから不けではない。たとえば④判決では、出世払いの付款についてこれらの判決は、必ずしも確実性の有無で判断しているわ

沢・後掲九五頁も参照)。一九七一年、改訂七刷一九七九年を参照した)二四○頁、滝定するならば期限である(星野英一『民法概論』(良書普及会、ず払うという趣旨ないし必ず払わせるのが妥当か」、これを肯ず払うと

実質的な観点から判断をしている。端的に述べるならば「必を用いるのではなく、既に債務が発生しているか否か、という

⑦判決がある。

すなわち判例は、

事実の到来の確実性という形式的な基準

その後、最上級審において条件/期限の区別が直接問題と

もっとも債務が既発生であるから停止条件ではないと述べ

定期限を定めたものだとした原審の判断を是認した。
号四三頁があるのみであるが、これも同様の判断を行なってい号四三頁があるのみであるが、これも同様の判断を行なっている。事案の詳細は明らかではないが、不動産の売買契約に際して、売主が、目的不動産の無権限占有者は一年位のうちに確実で、売主が、目的不動産の無権限占有者は一年位のうちに確実である。

「関連した。
「関連には、「関連には、「対象の対象であるが、これも同様の判断を行なっている。」
「対象のである。」
「対象の対象の対象をといる。」
「対象の対象の対象をといる。」
「対象の対象の対象をといる。
「対象の対象の対象をといる。」
「対象の対象の対象をといる。
「対象の対象の対象をといる。」
「対象の対象の対象をといる。」
「対象の対象の対象をといる。
「対象の対象の対象をといる。」
「対象の対象の対象をといる。」
「対象の対象の対象の対象の対象をと認した。

# (2) 本判決との関係

れないだろう。 となる場合にも、 然のこと、⑤判決のように売買契約の場合の(残) 生していることを論拠とするのであれば、消費貸借の場合は当 るとされ支払い請求が認められているのである。 のである。またその結論も、ほとんどの事案で不確定期限であ 法についての付款の解釈が問題となったとみることが適当なも という点であり、むしろ債務の既発生を前提としてその支払方 決)、実際に考慮されているのは、 性の有無に言及する判決が見られるものの このように判例における基準としては、 付款をたてに支払いを拒むということは許さ 債務が既に発生しているか (たとえば、 事実の到来の確 債務が既に発 代金が ②3判 問

な請負契約の場合では、消費貸借とは異なり、それが双務契約るのは結論の先取りではないかとも言える。しかし本件のよう

であり、

しかも請負人は先履行義務を負うのであるから(「下

と考えるためにはむしろ一定の前提がさらに必要なはずである。かわらず」)、にもかかわらず他方の債務が停止条件付きである[5]、自らは現実に仕事を完成させ、引渡を完了したにもか

関する付款であるのに対して、期限とは基本的に債務の履行時

そもそも条件とは法律行為の効力の発生(または消滅)に

らば事実の到来の有無により無償(片務)契約となりうるから付款を停止条件だと解することは難しい。条件であるとするなが発生している以上は、貸金の返還・代金の支払等についての発生)は既に確定している。そうだとすると、法律行為の効力期に関するものであり(民法一三五条一項)、債務の発生(不

である

理解することができるだろう。 理解することができるだろう。

> てこの見解も実質的には本判決と同様のことを述べているといた。 が、こうした契約について事実の不到来が確定した場合には条が、こうした契約について事実の不到来が確定した場合には条が、こうした契約について事実の不到来が確定した場合には条が、こうした契約について事実の不到来が確定した場合には条が、こうした契約について事業の不到来が確定した場合には条が、こうした契約についてよりではその点に関して、条件と期限との関係について、付款におこの点に関して、条件と期限との関係について、付款においた。

# 2 本事案における特殊事情

えるだろう

以上のように、本判決の中心的な理由付けは双務有償契約において入金リンク条項は期限と解されるのが当事者の通常の意思である、という部分であった。しかし、本判決は判旨の反している。では、この部分は理由付けとしてどの程度意味を有するか。

項を不確定期限と解したことになる(笠井・後掲三九八頁参

と解されることになり、

した事情のない通常の契約連鎖では入金リンク条項が停止条件

本判決はいわば例外的に入金リンク条

はたしてそうであろうか

は上記の解釈を補強する要素を挙げる。すなわち本件の請負契 位者からの支払がないことを理由としてYが入金を拒むことは において上記請負代金の支払を受けられない場合には自らもま いは確実であったという事情を摘示し、これを根拠に、 約は公共事業に係るものであり、発注者からの請負代金の支払 ·通常は想定し難い」と述べる。続けて「特に」以下の部分で まず判旨を確認しよう。本判決は、 双務有償性に言及し上 X が Y

におき、 九五頁)。 とされるのだと理解することができる。 い場合等の事情は(ii)で考慮され、仮に(i)の推論を覆す 要素として切り分けているものとして理解できる(滝沢・後掲 有償双務契約であることを本件条項を期限と解する判断の基礎 ような事情がある場合にはそこでようやく当該条項が停止条件 以上の書きぶりから、 (ii) 「特に」以下の事情はその判断を補強する付随的 したがって、本件と異なりたとえば公共工事ではな 本判決の示した判断枠組みは、 i

度の言及はない

請負契約の双務有償性には触れるものの本件の特殊事情への再 解し難い」と述べた。さらに、「したがって」以下の結論では た本件代金を受領できなくなることを承諾していたとは

「到底

本判決の三ヶ月前に出された同じく複合的な取引における報酬 次にこのような解釈の適否の検討が必要となるが、 これを

> う)と本判決との関係をみることにより明らかにしよう。 年七月二〇日裁集民二三四号三二三頁 支払に関する付款の解釈について判示した⑫最三小判平成二二 (以下「七月判決」とい

#### 3 本判決と七月判決との比較

て テムをAに引き渡したものの、 い…」との記載があった。※は本件工事を完成させ、本件シス 約の締結に際してYがXに交付した注文書には「支払いについ 本件システムを転売する旨の売買契約を締結した。本件請負契 という)を締結するとともに、Bとの間で代金三○七○万円で 代金二九〇〇万で本件工事の請負契約(以下一本件請負契約 信用力のある会社を介在させることを求め、契約締結に先んじ の支払確保のために、Bと直接請負契約を締結するのではなく していた。他方Bは本件工事を請け負わせるべくXと交渉し BがCに売却し、 をBに発注した。 う。) の製造及び設置に係る工事 建設のための熱電供給システム(以下「本件システム」とい て工事に着手した。商社Yは、Bから依頼を受け、Xとの間で た。Xは請負代金額(二九〇〇万円)には納得したものの、 t ユーザー [A] がリース会社 [C] と契約完了し入金後払 月判決の事案は次のようなものであった。Aが温泉施設 AはCからリースを受けるという方法を計画 ABは決済の方法として、本件システムを AC間のリース契約が締結され (以下「本件工事」という。)

注文書の記載を理由としてXへの代金支払を拒んでいる。以上なかったためAからBへの支払いがなされておらず、Yは本件

が訴訟までの経緯である

、あるか否 間においては、AとCとの間でリース契約が締結され、Cが振いる。以上 その結果、Yを注文者として本件請負契約が締結されたというYは本件 保のため、信用力のある会社を取引に介在させることを求め、

原告の請求を認容。ところが控訴審(LEX/DB25463958)では、かが争点となり、第一審(LEX/DB25463957)はこれを否定し、リース契約の成立が請負契約の成立の停止条件であるか否

結局、AC間のリース契約の不成立によりXY間の請負契約はって重大な影響を及ぼすものであった」とその密接関連性を強調して上記注文書の記載が停止条件を定めたものであるとの解調して上記注文書の記載が停止条件を定めたものであるとの解調がることなく本件工事を履行したXの受ける代金不払いの不利益は自ら招来したものであるからやむを得ないと述べている。利益は自ら招来したものであるからやむを得ないと述べている。

が金融の便宜を得ることができなくても、Aは、Bに対する代ことを指摘しながらも「たとえ上記リース契約が成立せず、Aシステムの代金支払につき金融の便宜を付与すること」であるシステムの代金支払につき金融の便宜を付与すること」である間の契約の成否について、AC間で予定されていた契約がいわ最高裁は次のような理由で、原審を破棄した。まず、AB

無効となったとしてXの請求を棄却した。

はいえないとした

ステムのリース契約が締結されることを停止条件とするものと底解し難い」と述べ、本件請負契約は、AとCとの間で本件シさせ、その引渡しを完了したにもかかわらず、この場合には、Yから請負代金が支払われることが予定されていたというべき」であり、「本件請負契約に基づき本件工事を完成させ、その引渡しを完了したにもかかわらず、この場合には、到させ、その引渡しを完了したにもかかわらず、この場合には、当時についても触れ、これらの事情を考慮すると「XとYとの事情についても触れ、これらの事情を考慮すると「XとYとの事情についても触れ、これらの事情を考慮すると「XとYとの事情についても触れ、これらの事情を考慮すると「XとYとの事情についても触れ、これらの事情を考慮するとの間で本件ショ

本判決は七月判決には言及していないものの、このように で間の契約の不成立が(AB間の契約および)XY間の契約 のような影響を与えるかという問題であるから、厳密にいえば 本判決と事案を異にするものであるけれども、実質的な注文者 と請負人との間に中間業者が介在し、各契約が一体の取引とし て動くことが予定されていたという限りでは本判決と共通する ものだといえる(山本・後掲一五頁)。

七月判決で問題となったのは、第一に、AC間の契約の

連鎖する請負契約における入金リンク条項の解釈

に沿う」とした。「加えて」、Xが本件工事の請負代金の支払確金支払義務を免れることはないというのが当事者の合理的意思

は可能であるとの判断をしている。以下この二つについて検討ずれについても、前提となる契約の成否にかかわらず代金請求が出ても、BからのYに対する支払の有無がXのYに対する請求の可否を左右するか、という二点である。そしてそのいる。という二点である。そしてそのいる。という二点である。そしてそのいるが、AB間の契約の成否あるいは代金の支払いの条件となるか、

まずAB間の契約について。AC間の契約の目的がAB間の契約の決済につきAに金融の便宜を与えることにあることはの契約の決済につきAに金融の便宜を与えることにあることは成立を理由に代金支払いを拒めないとしたのだろう。原審と対成立を理由に代金支払いを拒めないとしたのだろう。原審と対成立を理由に代金支払いを拒めないとしたのだろう。原審と対しても、各契約の密接な関係を契約解釈の直接の論拠とはしまずる。

らAC間の契約の成否がXY間の契約の停止条件とはならない約が締結されたという事情に触れており、これらの考慮要素か信用力ある会社を介在させることを望み、その結果XY間の契判決は続けて(「加えて」以下)、Xが代金確保の目的から

極的であり、XY間の契約締結の事情への言及のみから結論をも、本件工事に係る取引全体を考慮要素に取り込むことには消このように七月判決は各契約の密接な関係を前提としつつ

べき」と述べた。

これらの基準との関係で本判決の特徴を述べることをしよ

ことを基礎付けている

づける姿勢と共通するものであるといえよう。判決において契約連鎖等の特殊事情を副次的な考慮要素と位置導いていると評価できる。七月判決のこのような解釈態度は本

## 4 契約解釈の方法

多く、 当該契約の締結に至る経緯等の事情を総合的に考慮して判断す 釈する場合、その条項中の文言の文理、 釈方法の一般論として、「契約書の特定の条項の意味内容を解 最判平成一九年六月一一日判タ一二五〇号七六頁は、契約 る条項中の「売上商品原価」との文言の解釈が問題となった⑭ 律行為をするに至った事情、慣習及び取引の通念などを斟酌し として「法律行為の解釈にあたっては、当事者の目的 関する⑬最判昭和五一年七月一九日裁時六九六号一頁は一 出事業に関する協定中の契約成立・更新に関する条項の解釈に 準を述べたものとして次の二判決がある。まず、オートバイ輸 中で珍しく契約の解釈の方法について短いながらも抽象的な基 た。また、フランチャイズ契約におけるチャージ料算定に関す ながら合理的にその意味を明らかにすべきものである」と述べ 契約の解釈方法に関する裁判例には先例に触れ 一般的な命題が示されることはまれであるものの、(3)約の解釈方法に関する裁判例には先例に触れないも 他の条項との整合性、 当該法 その

いる。したがって、本判決での契約の解釈の内容は規範的契約実際の意思とは異なる当事者の合理的意思の解釈を根拠として引等を根拠として明らかにしようとするのに対して、当事者の意図や契約締結時の状況、他の類似の取意味内容を、当事者の意図や契約締結時の状況、他の類似の取意味内容を、当事者の意図や契約締結時の状況、他の類似の取る。したがって、本判決)は、原審が本件入金リンク条項の本判決(及び七月判決)は、原審が本件入金リンク条項の

堂・後掲一五一頁)。 て修正を加えているとさえみることができるものである(新解釈であり、契約解釈の方法を用いて不当な内容の契約につい

しかも本判決は「Yが、本件入金リンク条項につき、

本件

であるが、契約の解釈の観点からはどのように正当化できるか。 て本件代金の支払をしなくてもよいという趣旨のものととらえて本件代金の支払をしなくてもよいという趣旨のものととらえてならないと述べている。この判断は、下請人保護を優先すにはならないと述べている。この判断は、下請人保護を優先す(⑮)。

であると考えられる。いたという事実はその推定を覆すものではなく、無関係の事情推定されるのであり、Yがその主観において条件だと理解して

釈をしている以上、原則は債務の履行期に関する附款であると

本判決は有償双務性を根拠として契約の解

先述のように、

連鎖する請負契約における入金リンク条項の解釈なお、リスクの配分という観点から契約の解釈を考える立

成された事案にすぎないのではないだろうか。 出本・後掲一七頁もこの点にふれる)。しかし、本件はリスク配分の適切性という観点から直接に契約解釈の結論が導いてい配分の適切性という観点から直接に契約解釈の結論が導いていいがある(笠井・後掲三六九参照場から本判決が評価されることがある(笠井・後掲三六九参照

#### 三射程

#### 1 事案との関係

# (1)「有償双務契約」

まず、他の有償双務契約の場合にも本判決の射程は及ぶか。まず、他の有償双務契約である」という表現を手がかり「本件請負契約が有償双務契約である」という表現を手がかりたとえば、売買契約が連鎖する場合において、「本件売買契約が有償双務契約である」という表現を手がかりたとえば、売買契約が連鎖する場合において、「本件売買契約が有償双務契約である」という表現を手がかりたとするならば、この定式に当てはまる場合には入金リンクの定とするならば、この定式に当てはまる場合には入金リンクの定とするならば、この定式に当てはまる場合には入金リンクの定とするならば、この定式に当てはまる場合にも、本判決の明程は及ぶか。まず、他の有償双務契約の場合にも本判決の射程は及ぶか。

該条項は原則として不確定期限と解釈され、

商品の引渡しがな

されない、と一応は言うことができる。

## (2) 本件の特殊事情

場合にもなお、入金リンク条項は不確定期限とのみ解釈される事案とは異なり、実際に中間業者も請負工事をしているような考慮されるかの検討が必要である。すなわち、たとえば本件の業者が介在しているというような本件に特殊な事情がどの程度

のだろうか

定期限と解釈することの決定的な要素とは言えず、そのことは以下で述べられたような事情の考慮は、入金リンク条項を不確より一般的な理由付けと切り分けているのであるから、「特に」以下で本件の特殊事情をされたものの、他方で判旨の「特に」以下で本件の特殊事情を先述したように、本件は抽象論をあまり示さずに判断がな

#### 2 一般的な検討

他の契約連鎖でも同様に当てはまるだろう。

# の方法により条項の効力を否定して代金の支払を求めることが釈できないよう巧妙に契約書が作成された場合になお、何らか本判決を受けて、入金リンク条項が停止条件としてしか解(1) 入金リンク条項の効力否定の可能性

手法としてどのようなものがあり得るか。を解決したが、それによらず条項の効力を直接否定するような

できるのだろうか。本件は契約の解釈という手法によって問

定した上で錯誤無効を問題とする方法が考えられる。は⑭判決が原審に差し戻す際に示唆したように表示の意味を確は⑭判決が原審に差し戻す際に示唆したように表示の意味を確たとえば、契約の内容になっていないとする方法、あるい

えって不利になることがあり得よう。 もっとも、本件入金リンク条項は契約の対価に関わるものをにもかかわらず錯誤無効となったとすれば、契約全体が無効となるのではないだろうか。この場合、とりわけ請負契約の場となるのではないだろうか。この場合、とりわけ請負契約の場となるのではないだろうか。この場合、とりわけ請負契約の場となるのであれば、条項の効力すなわちののではないだろうか。この場合、とりわけに関わるものをある。

# (2) 本判決の妥当性

最後に本判決の解決の妥当性について検討しておこう。契

約連鎖の場面で重要なのは、

直接の契約相手が無資力あるい

のの、七月判決の事案とは異なり、おそらくその資力は請負代してAへの請求も行っていた。本件ではYは倒産していないもられるか、という問題である。実際Xは共同不法行為を理由と倒産した場合に注文者(ないし上位の請負人)への請求が認め

金の弁済には十分でないために、XはAをも被告として、

が指摘するようにAの不法行為責任に焦点を当てて訴訟活動を したのだろう。ところが、原審でこの請求は棄却され、 上告審

ではYに対する請求のみが争われることになった。

いだろう。 約外の者へとリスクを分散することを志向するものとはいえな よる手法は、各契約で決済するということに親和的であり、 する者に対してそのリスクを負わせられないかが問題となる 護することを考えるのであれば、むしろ取引の流れ全体を支配 (滝沢・後掲九五頁)。しかし本判決の選択がなした契約解釈に たしかに連鎖する下請契約上の支払リスクから下請人を保 契

- 1 不法行為責任に関する補足主張・立証に向けられた、と指摘がさ をするに至ったものの、その後の訴訟活動はもっぱら、B・Yの 裁判所の釈明に答えてようやくXが期限であるとの法律上の主張 務にかかる停止条件であることを前提に訴訟活動を行っており、 れている(金判一九頁) 原審において、Xは第一審から入金リンク条項が支払い義
- 2 頁・匿名コメント) 鳩山秀夫『法律行為乃至時効』 Bに対する請求については不受理決定がなされている(金判一四 (巖松堂書店、 一九一二年) 四七

八頁以下。最近でも四宮和夫=能見善久『民法総則』(弘文堂、

第

連鎖する請負契約における入金リンク条項の解釈

3

逆に⑥判決は契約全体に条件が付されていたものであり、 八版、二〇一〇年)三四一頁がまず本文のような叙述を行う。 ⑤判決

等との間に矛盾はない(滝沢・後掲九五頁、新堂・後掲一五三頁

4

註一〇

- (5) 笠井・法学セミナー増刊速報判例解説九号七○頁 (後述⑫判批 は先履行義務を負う請負について停止条件はなじみにくいと指摘
- (6) たとえば梅謙次郎 『民法要義巻之一総則編』 (有斐閣書房、 ける仕事の履行に対応する代金の支払に関して付款がなされた場 に関するものである。これに対して本件の場合は、 参照)。この点からも明らかなように、停止期限は契約全体の効果 法講義 1 民法総則』(岩波書店、一九六四年)四一八―四一九頁も ば「来年一月一日から賃貸するという契約」である(我妻栄『民 律行為の効力発生に関する停止期限の存在を認める考え方もある (富井政章 『民法原論第一巻総論』 一年三一版 停止期限の例として念頭に置かれているのは、 復刻版一九八四年)三五一頁。これに対して、 (有斐閣、一九二二年) 五二四頁 請負契約にお たとえ 一九
- いわゆる停止期限の存在を認める提案がなされているが、 本方針Ⅰ序論・総則』(商事法務、二〇〇九年)三九一頁)では 針 [1.5.63] なお、民法(債権法)改正検討委員会による債権法改正の基本方 (別冊NBL一二六号七八頁) 『詳解債権法改正の基

合である。

- 上記のような事例を念頭に置くものである
- (8) 川村泰啓「条件と期限」柚木馨ほか編『演習民法(民法総則)』

不確定「期限」と解釈することが契約当事者の通常の意思に合致界に「無償」の原理を強制する結果になる場合には、その附款は界に「付款を解除「条件」と解することによって「有償」の世期限の効果の相違と有償契約・無償契約の拘束力の相違とを組み期限の効果の相違と有償契約・無償契約の拘束力の相違とを組み

款は解除「条件」と解釈することが契約当事者の通常の意思に合の世界に「有償」の原理を強制する結果になる場合には、その附

致する」(川村・前掲二三一頁)と主張するものである。

する、

また付款を不確定「期限」と解することによって「無償」

調整の余地を認めないものだと本判決を理解する。(9) これに対して新堂・後掲一五二頁は具体的な事情の考慮による微

10

だろう。

請求を認めやすかったという事情もある。七月判決の第一審が原

Yが支払を受けるべきBが倒産しているという事実もなく原告の

も無効となると述べた原審が本件取引の密接な連関を強調してい(1) このことはAC間のリース契約の不成立によりXY間の請負契約

- たこととの対比からもうかがわれる。
- 約解釈についての結論を支えることになる。 由としてBが代金の支払を免れないという部分のみがXY間の契(12) 判旨の「加えて」以下の叙述を除くと、AC間の契約不成立を理
- 任意規定の意義」『民法典の百年Ⅰ』(有斐閣、一九九八年)六〇(3) 吉田邦彦「比較法的に見た現在の日本民法――契約の解釈補充と
- 判断と本判決の発想が共通することを指摘する。 請代金支払遅延等防止法、建設業法二四条の二以下における政策(15) 奈良・後掲一五頁。また、伊藤・後掲註一六論文一一四頁は、下
- 一○号一一一頁(二○一二年)。 契約における入金リンク条項を手がかりとして」法律時報八四巻製約における入金リンク条項を手がかりとして」法律時報八四巻(16) 伊藤進「私法規律における「合理的意思」の役割、機能――請負
- (17) 笠井・後掲三六九頁が本判決の射程を限定的に捉えようとするこ
- ただし本件の第一審では、Xの主張が錯誤無効を主張するものだ

18

と解しても、その主張には理由がないとされている(金判二六頁)。

- を否定する手段としては公序良俗違反が考えられるが、本件の事するものとして理解できるであろう。なお、この他に条項の効力為基礎の喪失の問題とする吉永・後掲一一六頁もこの方向を示唆(19) 伊藤・前掲論文一一六頁 (七月判決について)。また、本件を行
- するとの考慮がなされている。 合にXY間の請負契約に無効とするならば現状回復の困難に直面合にXY間の請負契約に無効とするならば現状回復の困難に直面(20) 七月判決の第一審では、AC間のリース契約が不成立となった場

情のもとでこれを肯定するのは難しいだろう。

BL九五一号三九頁、奈良輝久・金融商事判例一三六五号一○吉永一行・法学セミナー六七三号一一六頁、宗宮英俊・N本判決についての評釈類として以下のものがある。

二一二三号一四八頁、滝沢昌彦・ジュリスト臨時増刊一四二〇学セミナー増刊速報判例解説九号七九頁、新堂明子・判例時報頁、笠井修・民商法雑誌一四四巻三号三九二頁、芦野訓和・法

号九四頁、山本豊・私法判例リマークス四四号一四頁。